

市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8年 5月21日

昭島市長 白井伸介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道西505号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場 所 都市整備部管理課  
期 間 令和 8年 5月21日から令和 8年 6月 4日まで

# 市道路線供用開始位置図

## <市道西505号>

### 供用開始前の表示

起点 緑町三丁目2495番  
 終点 緑町三丁目2474番  
 延長 222.99メートル  
 幅員 6.00メートル

### 供用開始後の表示

起点 緑町三丁目2495番  
 終点 緑町三丁目2474番  
 延長 222.99メートル  
 幅員 6.00～6.25メートル

### 供用開始する区間の表示①

起点 緑町三丁目2507番  
 終点 緑町三丁目2491番  
 延長 24.59メートル  
 幅員 6.25メートル

### 供用開始する区間の表示②

起点 緑町三丁目2508番  
 終点 緑町三丁目2481番  
 延長 18.63メートル  
 幅員 6.25メートル

